

# 双葉町へのアクセス

## 福島県双葉町アクセスマップ



いわき	常磐自動車道 / 60分
相馬	常磐自動車道 / 50分
福島	東北中央自動車道・常磐自動車道 / 95分
仙台空港	常磐自動車道 / 90分
仙台	常磐自動車道 / 110分
郡山	国道288号 / 100分
福島空港	車で80分
東京	常磐自動車道 / 220分
	特急ひたち・常磐線 / 180分

- アクセス**
- 高速道路 / 常磐自動車道 常磐双葉ICまで約6km
  - 主要道路 / 国道6号まで約1.5km
  - 鉄道 / JR常磐線 双葉駅まで約2km シャトルバスで約5分
  - 空港 / 福島空港まで約80km 仙台空港まで約90km
  - 港湾 / 相馬港まで約50km 小名浜港まで約70km
  - 中間貯蔵施設:隣接
  - 福島第一原子力発電所まで:約4km



# Futaba Town

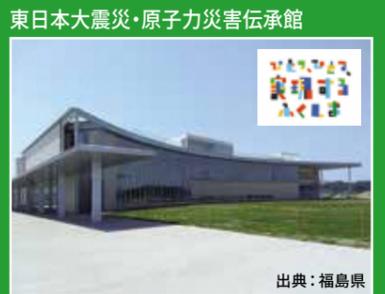
産業を集積し、復興のさきがけとなる  
**中野地区復興産業拠点**  
ご案内



中野地区復興産業拠点



双葉町産業交流センター



東日本大震災・原子力災害伝承館

出典：福島県

お問い合わせ

### 福島県双葉町 復興推進課

双葉町役場 / 〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4  
Tel. 0240-33-0127 FAX. 0240-33-0080

HP: <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/> mail: [fukko@town.futaba.fukushima.jp](mailto:fukko@town.futaba.fukushima.jp)



【双葉町公式サイト等】

## 福島県双葉町



# 町の復興のさきがけとなる「働く拠点」です。

## 中野地区復興産業拠点とは？

双葉町内に整備した町復興のさきがけとなる「働く拠点」です。平成30年度より一部供用を開始（賃借による分譲開始）いたしました。

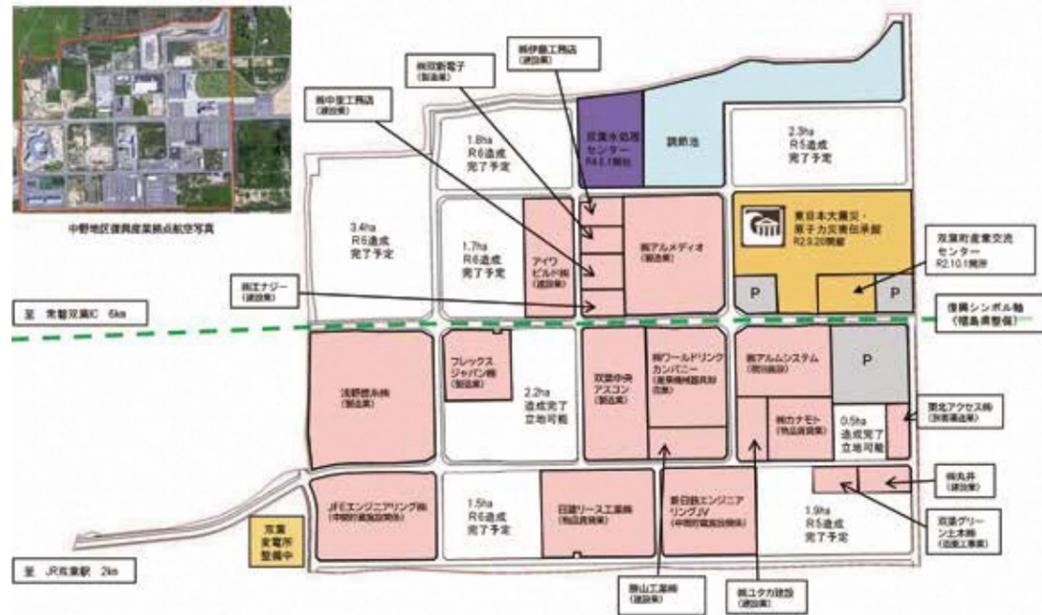
## 中野地区復興産業拠点の概要

整備主体	双葉町 (UR都市機構へ委託)	ガス	LPガス
用地	原則として賃借、合計約34ha	情報インフラ	光回線整備
賃料	150円/㎡・年	用水	上水道1,500㎡/日
都市計画	非線引き白地 (用途指定なし)	排水	合併処理浄化槽 (個人設置型)
電力	普通高圧	その他	区画割等、応相談

## 中野地区復興産業拠点の整備の状況

令和5年3月現在、20件24社の立地が決定し、うち14件が操業を開始しています。令和6年度までに全ての区画の整備が完了する予定です。

### 計画平面図



中野地区復興産業拠点の最新の供用状況については、別途お問い合わせください。

## Introduction of Futaba Town



双葉町長  
伊澤 史朗

福島県双葉町は、東に太平洋、西に阿武隈山系を望む、福島県浜通り地方のほぼ中央に位置しており、東京電力福島第一原子力発電所の立地町でもあります。東京・仙台間を結ぶ国道6号、常磐自動車道、JR常磐線が町を縦断するとともに、郡山市に至る国道288号が町を横断しています。比較的温暖な気候で、冬は積雪が少なく、自然環境に恵まれています。

東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故以来、双葉町は長期にわたる全町避難が続いておりましたが、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、約11年5か月ぶりに帰還を果たしました。

この間、復興に向けた様々な取り組みを進めてまいりました。その1つが、復興のさきがけとなる「働く拠点」として整備された「中野地区復興産業拠点」です。約50ヘクタールという広大な敷地を備えており、拠点内には東日本大震災・原子力災害伝承館や産業交流センターが立地しているほか、拠点の隣には復興祈念公園の整備が進められています。

今後、多くの事業者の皆様が立地いただき復興の核とするとともに、町への人の流れを創出することによって、交流人口の拡大や、飲食、物販、宿泊、物流その他の各種サービス業等の民間投資を有機的に誘発させ、賑わいのあるまちづくりを進めていきたいと考えています。

双葉町は復興のスタートに立ったばかりですが、同時に、新たなまちづくりにチャレンジする絶好の機会でもあります。是非一緒に、新しい双葉町をつくりませんか。

## 中野地区復興産業拠点の立地企業紹介



双葉中央アスコン  
(合材製造等)



株式会社アルムシステム  
(ビジネスホテル)



浅野燃系株式会社  
(燃系製造工場、カフェ、ショップ)



株式会社アルメディオ  
(カーボンナノファイバー製造工場)



※特定復興再生拠点区域…将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除して居住を可能と定めることが可能となった区域



# 企業立地優遇制度

## 企業立地のための様々な優遇制度をご活用ください。

### 国及び福島県からの各種優遇制度

国及び県では地域経済活動活性化や雇用の拡大を促進するため、町内へ立地される企業の皆さまに対して、企業立地の補助金などの優遇制度を設けております。ぜひご活用ください。

#### 補助金・奨励金

##### 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

- 被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域などを対象に工場などの増設を行う企業を支援し、雇用の創出および産業集積を図ります。
- ◆対象事業 ① 製造・サービス業等立地支援事業  
②-1 地域経済効果立地支援事業(福島国際研究都市構想(イノベ構想)の重点推進分野\*に資する事業)  
②-2 地域経済効果立地支援事業(避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業)
  - ◆対象施設 工場、物流施設、試験研究施設、機械設備、店舗、住宅、その他の施設など
  - ◆対象経費 用地の取得、建設から設備設置までの初期の立地経費など
  - ◆交付要件 投資額に応じた一定の雇用の創出など
  - ◆補助率・上限額 ① 大企業2/3以内、中小企業3/4以内  
②-1 大企業3/4以内、中小企業4/5以内  
②-2 大企業2/3以内、中小企業3/4以内

##### 福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)

- 原子力発電施設等周辺地域の振興を図るため、原子力発電施設等が所在または隣接する市町村へ立地(電力契約の新設または増設)する事業に対し、実際に支払った電気料金の一部を補助します。
- ◆対象地域 原子力発電施設の設置がその区域内において行われている市町村及び立地見込みの市町村
  - ◆対象者 対象地域で事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等及び個人事業主
  - ◆交付要件 事業所の新設または増設に伴い、契約電力が増加すること。雇用者数が3人以上増加することなど
  - ◆交付額等 支払い電気料金の一部を、最大8年間補助

##### 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

- 12市町村の事業者の事業や生業の再建等を支援し、併せて事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図ります。(補助対象者は原則対象地域で事業を行っていた中小事業者及び社会福祉法人)
- ◆対象事業 ① 12市町村内において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合  
② 災害後、休業していた者又は休業していたとみなせる者で、12市町村外において事業再開等を行う場合
  - ◆対象施設 施設・設備の整備・修繕及び宿舍整備(12市町村内で実施する場合のみ)など
  - ◆対象経費 施設、土地、設備、雑務費、新商品・新サービス開発の経費など
  - ◆交付額等 ①の場合最大4/5以内、②の場合最大3/4以内、補助対象経費の上限は原則一会計年度中、一事業者・一区分あたり1,000万円  
ただし、復興計画に沿ったものとして町が確認した申請は上限4,000万円まで引き上げ

##### 地域復興実用化開発等促進事業補助金

- 福島県浜通り地域等の15市町村において産業復興の早期実現を図るため、福島イノベーション・コースト構想の重点分野に係る地元企業等又は地元企業等との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用の一部を補助
- ◆対象者 福島県浜通り地域に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、国立研究開発法人である研究所、大学若しくは国立高等専門学校機構又は農業協同組合その他の法人格を有する団体等・地元企業等と連携して実施する企業(全国の企業が対象)
  - ◆対象内容 福島県浜通り地域において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化、事業化に向けた取組
  - ◆交付額等 中小企業:2/3(3/4)、大企業:1/3(1/2) 上限額は原則1事業計画あたり7億円(連携申請の場合、合計額)  
※予算額との関係で補助額が上限7億円を下回る可能性があります。  
ただし、連携協定書等に基づいて町と連携して取り組む事業については( )内の補助率を適用

#### 税制上の優遇制度

##### 福島復興再生特別措置法による課税の特例

- 避難解除区域等において事業を再開したり、新規に事業を行う場合に、所得税や法人税の控除などができます。
- ◆設備取得 事業用設備(機械装置、建物、構築物)の取得などをして事業に用いた場合  
●特別償却(機械装置については即時償却)または  
●税額控除(機械装置15%、建物・附属施設構築物等8%)
  - ◆雇用 避難対象となった方を雇用する場合  
●給与などの支給額の20%を所得税・法人税から控除できます
  - ◆その他 不動産取得税、固定資産税の課税免除

#### 融資制度

##### 復興特区支援利子補給金

- 被災地の復興に向け、復興推進計画を実施するうえで中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給し、事業の円滑な実施を支援します
- ◆対象費用 復興計画の中核となる事業に必要な資金の融資に対する利子補給
  - ◆利子補給率 5年間、0.7%以内

※いずれの制度も交付要件があります。上記以外にも優遇制度がありますので、詳しくは経済産業省の福島産業復興支援や福島県企業立地ガイドをご覧ください。  
【経済産業省】<http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/nariwai.html>  
【福島県企業立地ガイド】<http://www4.pref.fukushima.jp/investment/>

### 双葉町独自の支援・優遇策

#### 中野地区復興産業拠点使用料の免除

定期借地権を設定し、工場、事務所、または研究施設等を整備する事業者について、中野地区復興産業拠点に係る賃料を3年間無償とします。

#### 操業奨励金

以下の対象要件を満たす事業者に交付します。一事業者あたり、基礎奨励金+特別奨励金の合計額3,000万円を限度額とします。

基礎奨励金	対象	事務所、試験研究施設、研修施設、物流業務施設、工場その他これらに類する施設を新設または再開した事業者であり、以下の要件を満たす者 (1)投下固定資本総額 500万円以上 (2)常時使用従業員数 2人以上
	支援内容	新設または再開に係る事業所等延床面積×1,000円/㎡
特別奨励金	対象	試験研究施設、研修施設または工場であってイノベーションコースト構想の重点分野(ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業等)に係るものその他これに類するもの(特定施設)を新設または再開した事業者であり、以下の要件を満たす者 (1)投下固定資本総額 5,000万円以上 (2)常時使用従業員数 20人以上
	支援内容	新設または再開に係る事業所等延床面積×9,000円/㎡

#### 雇用促進奨励金

操業奨励金の交付を受け、以下に該当する従業員を雇用する事業者に交付します。一事業者あたり、500万円を限度額とします。  
町内に住所を有する、1年間以上雇用している従業員数×10万円

#### 緑化面積率緩和

工場立地法に基づき工場に係る緑地率を国準則から緩和し、緑地面積率を15%以上、緑地及び環境施設面積率を20%以上とします。

#### その他

##### (公社)福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)

合同チームでは、原子力被災12市町村の被災事業者対象に様々な支援を行っています。詳しくはホームページ<https://www.fsrt.jp/>をご覧ください。



### 立地受付～契約～事業開始までの流れ



応募期間等のお知らせについては、双葉町公式ホームページ(<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>)へ掲載いたします。PC等からアクセスいただくか、双葉町役場復興推進課までお問合せください。



★本ページに明記されている「12市町村」は、南相馬市、広野町、田村市、川内村、楡葉町、川俣町、葛尾村、飯館村、富岡町、浪江町、大熊町、双葉町の区域を合わせた地域となります。「福島県浜通り地域等の15市町村」は、前述の12市町村に、いわき市、相馬市、新地町を加えた地域となります。



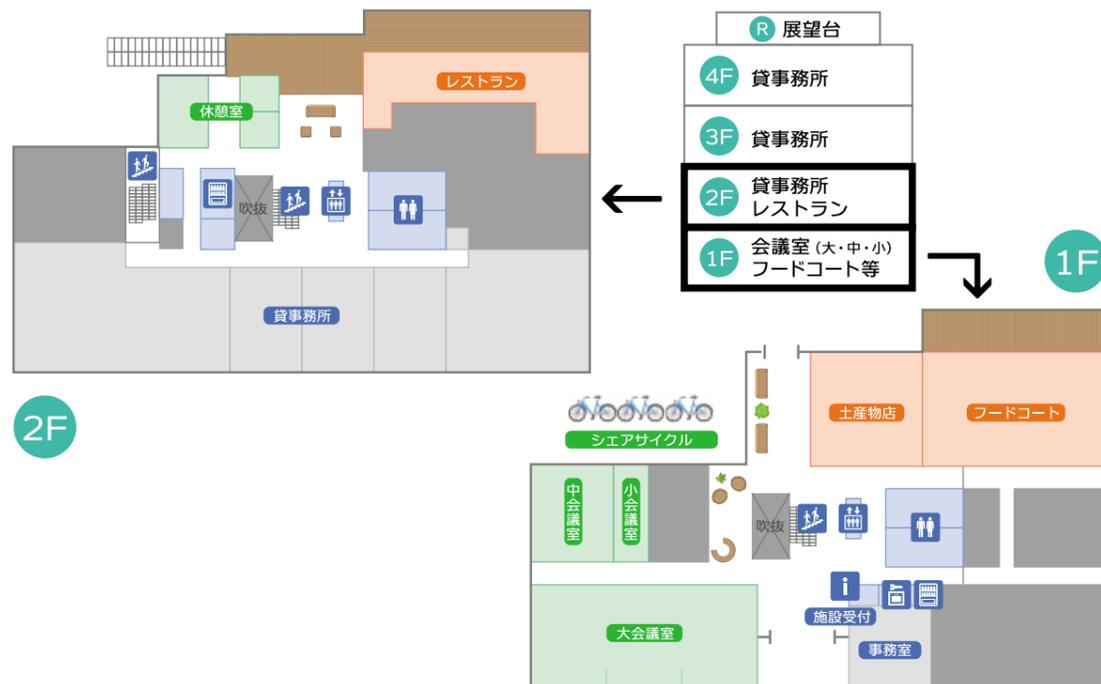
# 複合機能を備えた町の復興・再興の核となる施設です。

## 双葉町産業交流センター (Futaba Business Incubation and Community Center)

中野地区復興産業拠点等の就業者のサポート、「福島県復興祈念公園」・「東日本大震災・原子力災害伝承館」等への来訪者へのサービス提供及び一時帰宅する町民に向けたサポートを目的とした、復興の希望となるシンボル施設です。



### 双葉町産業交流センター概要



### 会議室



大会議室

面積	224.10㎡ D22.3m×W9.9m (全面利用の場合)
収容人員	シアター形式180人、スクール形式120人



中会議室

面積	60.56㎡ D7.6m×W7.2m
収容人員	24人 (シアター形式、スクール形式、口の字形式)



小会議室

面積	28.84㎡ D7.6m×W3.6m
収容人員	12人 (シアター形式、スクール形式、対面形式)

### 会議室利用料金

	大会議室 101A・102B・103C			中会議室	小会議室
	全面	3分の2面	3分の1面	104D	105E
1時間	2,100円	1,400円	700円	600円	300円
1日	16,800円	11,200円	5,600円	4,800円	2,400円

### 飲食店



**レストラン (2階)**  
景観もよく、復興祈念公園側の眺望が可能な2階に設置され、東日本大震災・原子力災害伝承館や復興祈念公園への来訪者等、多くの方々がお食事できるスペースです。



**フードコート (1階)**  
アーカイブ広場に隣接し、就業者をはじめ、東日本大震災・原子力災害伝承館や復興祈念公園への来訪者等が気軽にご利用できます。

### 物販



**土産物・物販店 (1階)**  
浜通りの銘菓や海産物、日本酒、伝統工芸品等の福島県産品をはじめ、オリジナル商品など幅広い商品を提供しており、楽しみながら買い物いただけます。

### 問い合わせ先

〒979-1401  
双葉町産業交流センター (F-BICC)  
福島県双葉郡双葉町大字中野字高田1番地1  
TEL: 0240-23-7212 ※9:00~18:00  
(休業日/年末年始12/29~1/3)  
<https://www.f-bicc.jp/>





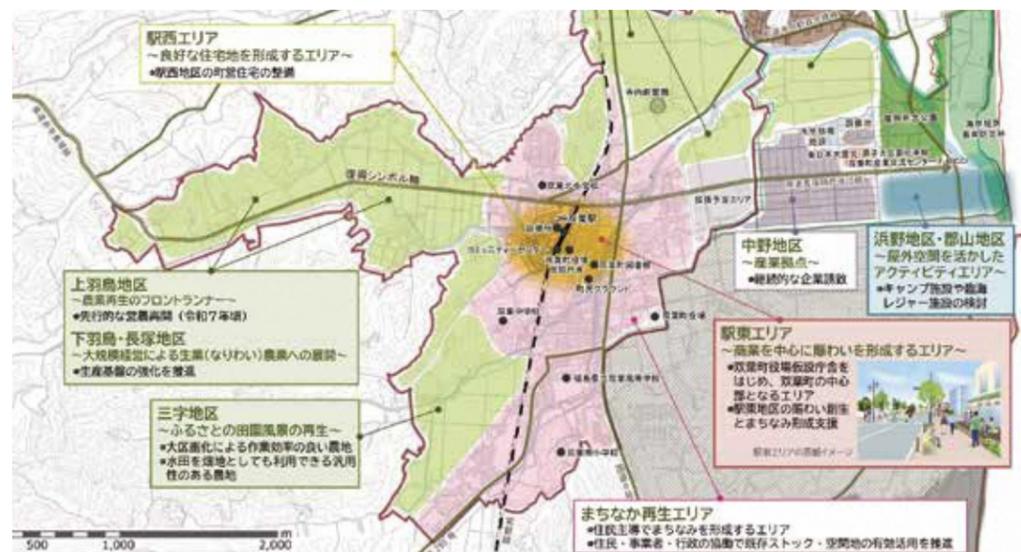
# 住環境整備について

新たな生活の場となる住環境の確保と賑わいのあるまちづくりを進めています。

## JR双葉駅を中心とした賑わいのあるまちづくり

令和4年8月30日、特定復興再生拠点区域内の避難指示が解除されました。今後、駅西住宅に計86戸の住宅を整備するほか、駅前に商業施設を整備するなど、住みやすいまちづくりを進めていきます。

双葉町 町内のエリアとの戦略（令和4年度から令和8年度）



## 住環境や交通アクセスの整備



### 住宅等の整備

JR双葉駅の【駅西】には、周辺就業者をはじめ、早期帰還を希望する町民のための公営住宅、分譲宅地等を整備し、令和4年10月から居住を開始しています。令和6年度までに計86戸の住宅を整備する予定です。



### 双葉町診療所の整備

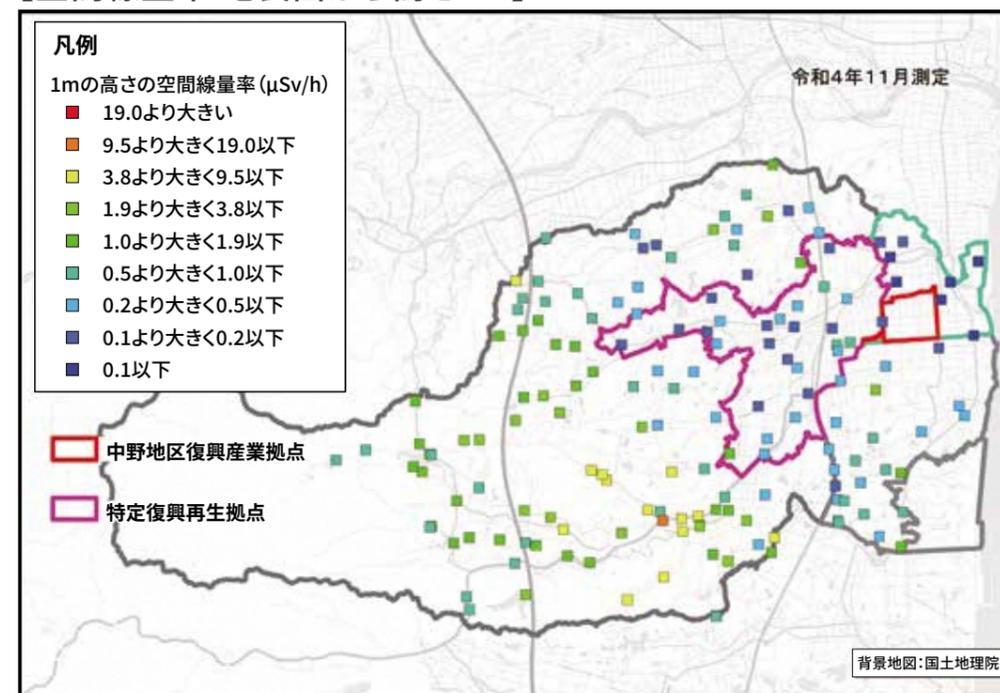
令和5年2月1日、震災後初となる双葉町内の医療施設「双葉町診療所」が開所しました。地域のみなさまが気軽に健康に関することを相談できる一次医療機関です。JR双葉駅東西自由通路の西口を出てすぐの場所に位置し、駅西住宅やJR双葉駅からの交通アクセスが良好です。

### 双葉町シャトルバスの運行

JR双葉駅と中野地区復興産業拠点（伝承館・産業交流センター前）を結ぶバスを運行しています。JR常磐線の列車に接続しており、通勤や出張などのアクセスが容易です。

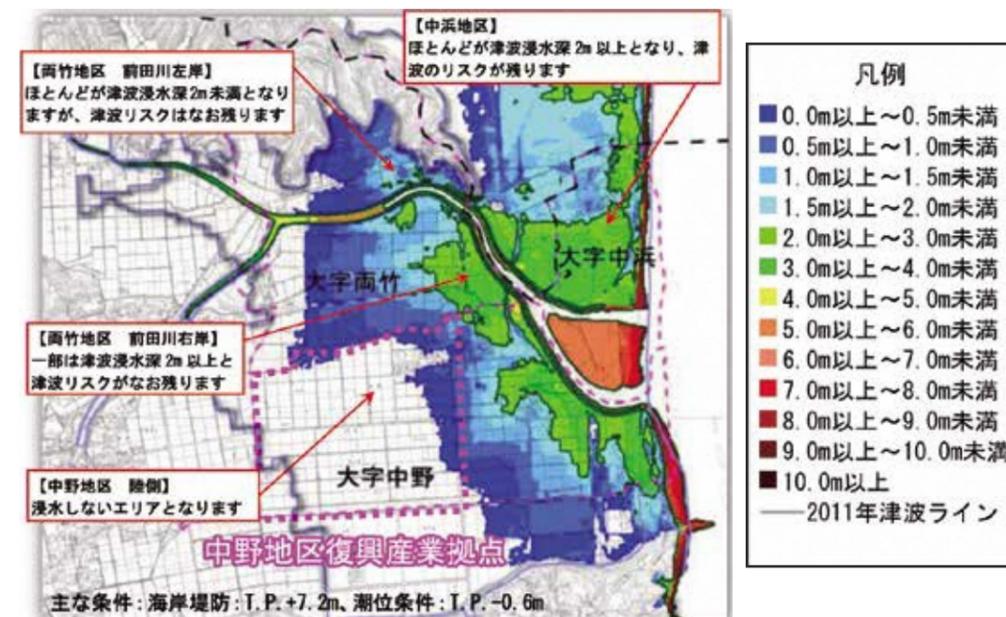
## 双葉町内の放射線量の低減の状況

双葉町内全体定点放射線量率分布図【空間線量率 地表面から高さ1m】



特定復興再生拠点区域については、除染等によって空間線量率が低減しており、令和4年8月30日をもって避難指示が解除されました。また、町内のその他の地区についても、自然減衰等により空間線量率は大幅に低減しております。

## 津波リスクの低減の状況



福島県の海岸・河川堤防の復旧に係る計画では、浪江町から双葉町の海岸の堤防について、震災前のT.P.+6.2m(T.P.=東京湾平均海面)から嵩上げし、7.2mで整備することとなっています。福島県により、海岸堤防、河川堤防がT.P.+7.2m(従前より1m嵩上げ)で復旧された後の津波シミュレーションを実施した結果、中野地区の津波リスクは、大幅に低減しています。